



応援金で

賃上げ

後押し!

愛媛県では、物価・資源価格の高騰の中、業務改善など生産性向上と賃上げに取り組む中小企業等を対象に、国の業務改善助成金の上乘せ補助や同助成金対象外の企業への独自支援を実施します。



えひめ業務改善応援事業の概要

① 業務改善応援金

国の業務改善助成金における助成率に応じて応援金を上乘せ補助として支給

助成率が
4/5
の場合

助成金の確定額
×
1/10

助成率が
9/10
の場合

助成金の確定額
×
1/20

【対象事業場】 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内

【補助率】 1/10～1/20 相当

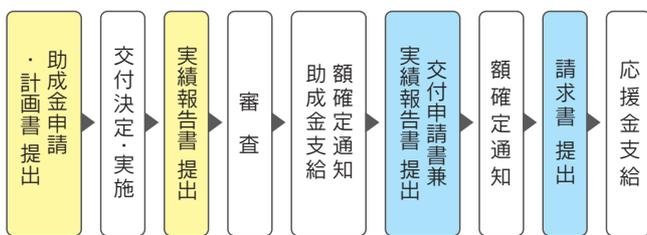
③ 社会保険労務士等への報酬費用分

報酬費用の1/2を5万円を上限に応援金として支給

参考 申請から支給までの流れ

業務改善助成金(愛媛労働局)

業務改善応援金(県)



② 物価高騰対策応援金

設備投資(省エネ機器導入含む)やコンサルティング導入、従業員の教育訓練などにより、生産性を向上させ、事業場内最低賃金を30円以上引き上げる中小企業等に、設備投資等に係る対象経費支出額に補助率を乗じた額と下表の補助上限額を比較して、いずれか低い方の額を応援金として支給

事業場内最低賃金の時間給相当額の引き上げ額	賃金引き上げ労働者数	補助上限額
30円以上	1人	600,000円
	2～3人	900,000円
	4～6人	1,000,000円
	7人以上	1,200,000円

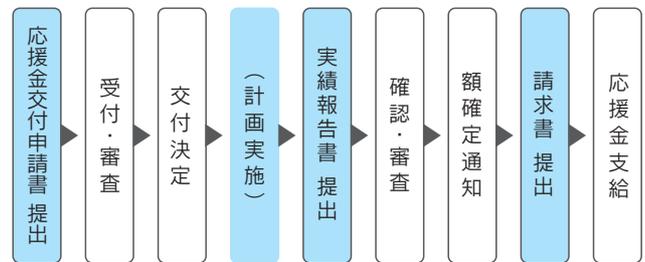
【対象事業場】 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が51円以上

【補助率】 4/5

③ 社会保険労務士等への報酬費用分

報酬費用の1/2を5万円を上限に応援金として支給

参考 申請から支給までの流れ



※国の業務改善助成金の助成内容(助成対象者等)が変更となった場合は、補助内容が変更となる場合があります。最新情報は県HPでご確認ください。

申請方法

下記お問い合わせ先へ郵送、又は愛媛県ホームページのweb申請をご利用ください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1749



お問い合わせ先

えひめ業務改善応援事業事務局

TEL.089-909-5841 受付時間 / 9:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日は除く)

〒790-0003 松山市三番町四丁目9番地5 5F いよてつ総合企画

詳しくは、裏面
又は、愛媛県HPをチェック

えひめ 業務改善 応援金

検索

① 業務改善応援金

概要

生産性向上のための設備投資や従業員の人材育成・教育訓練による業務の効率化などの取り組みを行い、事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、国の業務改善助成金を受給した事業者に、応援金を上乘せして支給します。

対象者

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差が50円以下^{【※1】}であり、令和5年7月7日～令和6年1月31日までに、愛媛労働局へ業務改善助成金の交付申請を行い、交付決定を受けている中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)。^{【※2】}

申請書類等提出期限

業務改善応援金交付申請書兼実績報告書

提出期限/令和6年2月20日

(令和6年1月31日までに交付額の確定通知を受けている必要あり)^{【※3】}

② 物価高騰対策応援金

概要

国の業務改善助成金の対象外となる事業者が、国の業務改善助成金と同様に生産性向上のための設備投資等による業務の効率化の取り組みを行い、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合に賃金引き上げ人数に応じて、設備投資等の費用に対する応援金を支給します。

対象者

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差が50円超^{【※1】}であり、次のア、イの条件を満たし、生産性向上に資する機器・設備導入等及び関連経費を支出する中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)。

ア. 賃金要件: 業務改善を行い、30円以上の賃上げを行った場合

イ. 物価高騰要件: 原材料の高騰など、経済的環境の変化等の要因により、申請前3か月のうち、任意の1か月の売上高総利益率又は売上高利益率が前年同月に比べ3%以上低下していること

申請書類等提出期限

物価高騰対策応援金交付申請書

提出期限/令和5年11月30日

物価高騰対策応援金実績報告書

提出期限/令和6年1月31日

(又は事業完了の日から10日を経過した日のいずれか早い期日)^{【※3】}

③ 社会保険労務士等への報酬費用補助

概要

国の業務改善助成金又は②の申請に係る社会保険労務士等の経費について、応援金を支給します。

対象者

国の業務改善助成金又は②の申請に係る社会保険労務士等の経費について、支出する中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)。

申請書類等提出期限

応援金交付対象経費については、①・②と同じ提出期限です。^{【※3】}

【※1】地域別最低賃金は、例年10月に改定されています。改定後は、改定後の金額が基準となります。また、国の業務改善助成金の助成対象内容(対象事業者等)が変更となった場合は、補助対象が変更となる場合があります。

【※2】令和6年1月31日までに、国助成金の交付額の確定通知を受ける必要があります。

【※3】予算の範囲内で交付するため、申請書の提出期限前に募集を終了する場合があります。

参考 業務改善助成金(厚生労働省)

設備投資やコンサルティング導入、従業員の教育訓練などにより、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」を30円以上引き上げる中小企業等を支援する。

単位:千円

コース	引き上げ労働者数・助成金上限額				
	1人	2~3人	4~6人	7~9人	10人以上
30円コース	300	500	700	1,000	1,200
	600	900	1,000	1,200	1,300
45円コース	450	700	1,000	1,500	1,800
	800	1,100	1,400	1,600	
60円コース	600	900	1,500	2,300	3,000
	1,100	1,600	1,900		
90円コース	900	1,500	2,700	4,500	6,000
	1,700	2,400	2,900		

【対象事業場】 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内

【補助率】 4/5 ~ 9/10(事業場内最低賃金額に応じて)

【導入例】セミセルフPOSレジの導入によるレジ業務の効率化



レジの精算時間が1.5倍の速さになり、預り金や釣銭の受け渡し間違いがなくなった。

お問い合わせ先

えひめ業務改善応援事業事務局

TEL.089-909-5841

〒790-0003 松山市三番町四丁目9番地5 5F いよてつ総合企画

受付時間/9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日は除く)